

平成 26 年第 6 回玉城町議会定例会会議録(第 4 号)

招集年月日 平成 26 年 12 月 10 日 (水)
招集の場所 玉城町議会議場
開 議 平成 26 年 12 月 17 日 (水) (午前 9 時 00 分)
出席議員 1 番 中西 友子 2 番 北 守 3 番 坪井 信義
4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏
7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫
10 番 川西 元行 11 番 風口 尚 12 番 小林 豊
欠席議員 13 番 小林 一則

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	小林 一雄	教 育 長	山口 典郎
総務課長	林 裕紀	会計管理者	前田 浩三	税務住民課長	北岡 明
生活福祉課長	中村 元紀	上下水道課長	東 博明	産業振興課長	田間 宏紀
建設課長	中西 豊	教育事務局長	中西 元	病院老健事務局長	田村 優
農業委員会事務局長兼農政課長	中世古憲司	総務課長補佐	見並 智俊	教育委員長	上村 直義
監査委員	中村 功				

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 藤井 亮太

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 74 号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について (討論・採決)
- 第 3 議案第 75 号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (討論・採決)
- 第 4 議案第 76 号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (討論・採決)
- 第 5 議案第 77 号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 6 議案第 78 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 7 議案第 79 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 8 議案第 80 号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 9 議案第 81 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 10 議案第 82 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 11 議案第 83 号 平成 26 年度玉城町一般会計補正予算 (第 5 号) (討論・採決)
- 第 12 議案第 84 号 平成 26 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (討論・

採決)

- 第13 議案第85号 平成26年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 第14 議案第86号 平成26年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 第15 議案第87号 平成26年度玉城町水道事業会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 第16 議案第88号 平成26年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 第17 議案第89号 平成26年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 第18 議案第90号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第19 発議第11号 閉会中の継続審査の申し出について

開議の宣告

- 議長(風口 尚) ただ今の出席議員数は13名で、定足数に達しております。よって、平成26年第6回玉城町議会定例会第4日目の会議を開会いたします。本日の議事日程は、お手許に配布のとおりであります。

会議録署名議員の指名

- 議長(風口 尚) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
- 7番 奥川 直人 君 8番 山本 静一 君
- の2名を指名いたします。

議案の上程

- 議長(風口 尚) 次に、日程第2 議案第74号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、ないし日程第10 議案第82号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを一括議題といたします。只今、一括議題となりました各議案につきましては、教育民生常任委員会及び総務産業常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。これより、各常任委員会の委員長報告を求めます。まず、教育民生常任委員長 坪井 信義君の報告を求めます。教育民生常任委員長 坪井信義君
- 教育民生常任委員長(坪井 信義) 議長より教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。教育民生常任委員会に付託されました、議案第74号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第75号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第76号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、及び議案第80号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について、並びに議案第81号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についての委員会審査を、去る12月15日、午後1時より第1委員会室において、町長・副町長及び教育長並び

に關係職員の出席のもと、6名の委員により審査を行いました。詳細については、會議録をご高覧賜りたいと思います。

まず、議案第74号につきましては、質疑を行い、委員より『消費税率10%による財源の確保が前提だった。財源不足の場合、どうするのか。』の問いに、町から『公立保育所は、交付税措置され、公立保育所以外は国の補助金として、消費税財源が充当される。当町には影響がない。』

また、『幼稚園建設の考えはないのか、現在ある保育所4園でことたりるのでは』の問いに、町から『以前に幼稚園のことを検討した中で、つくる段階でないと判断。現在、保育所で幼児教育の部分もやっているの、十分な状況だが、幼児教育のニーズ、短時間保育を希望される方もみえ、認定こども園の検討をしていきたい。』との回答でした。

質疑を終了し、討論では、中西友子委員から、現在の4つの保育所で十分であるとの答弁と、消費税率10%の財源確保が施行条件だったとの理由で、反対討論があり、採決の結果、挙手多数で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第75号につきましては、質疑を行い、委員より『家庭的保育事業ということで施設の確保はだれがするのか』の問いに町から『町が確認する。確認すべき内容については、現在、検討中である』また、『秘密保持等の項目に違反した場合の取り扱いはどうするのか』の問いに、町から『町が、行政指導を行う』との回答でした。

その他質疑を終了し、討論では、中西友子委員から『消費税率10%の財源確保が施行条件だった。また調査内容が不十分』との理由で反対討論があり、採決の結果、挙手多数で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第76号については、質疑を行い、委員より『人数を超えた施設もあるが、増築の考えはあるのか』の問いに、町から『利用対象が小学校6年生までとなり、人数等必要があれば検討する』との回答でした。

その他質疑を終了し、討論では、中西委員より、『消費税率10%の財源確保が施行条件だった。増築の計画がなく、全員、受け入れる体制を取り入れない』との理由で、反対討論があり、採決の結果、挙手多数で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第80号については質疑を行い、委員より『延長料金について、1日300円、また、ひと月2000円加算の金額設定の理由はなにか。』の問いに対して、町より『保育所の延長料金等を参考に設定した。この延長料金は、他市町の放課後児童クラブ利用1月あたりの料金からみるとかなり安い状況になっている。』との回答でした。

その他質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第81号につきましては、質疑を行い、委員より、『保険法施行令ただし書きに規定する出産であると認められるときは、これに、加算するものとする』との保険法施行令の中身を説明していただきたい。』の問いに、町より『病院等で出産すると特段問題なく加算される。具体的には、分娩で発症した重度の脳性マヒなどに対して、補償する制度

に加入していれば、加算があるというものである。』

また『この法令に町として従わなくてはいけないのか。』の問いに、町より『当然、上位の法令となり、法令改正されたことにより、ただし書きの3万円が1万6000円に下げられ、一時金として、42万円の支給ができるところ、40万6000円しか、支給できないことになる。』との回答でした。

質疑を終了し、討論では、中西友子委員から『健康保険法のただし書きの3万円の加算が1万6000円に減額になる。町として、別段の措置をしていただきたい。』との理由で、反対討論がありました。

採決の結果、挙手多数で、原案のとおり可決いたしました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（風口 尚）以上で、教育民生常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、総務産業常任委員長 奥川直人君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 奥川直人君

○総務産業常任委員長（奥川 直人）議長より 総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

総務産業常任委員会に付託されました、議案第77号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、議案第78号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、及び議案第79号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、並びに議案第82号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての委員会審査を去る12月15日、午前11時35分から第1委員会室において、町長、副町長及び教育長、並びに関係職員の出席のもと、7名の委員により審査を行いました。詳細については、会議録をご高覧賜りたいと思います。

まず、議案第77号について、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第78号について、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第79号について、質疑を行い、委員より『病気休暇をとっている職員の期末勤勉手当の扱いはどのようになるのか』の問いに、町より『期末手当は6月期、12月期の2回の支払いであり、基準日は6月1日並びに12月1日となっている。』

基準日以前、6か月以内の期間における、その者の在職期間の区分に応じ、100分の30、100分の60、100分の80、100分の100、の割合を乗じて支給する。

また、勤勉手当についても、『在職期間に対する割合に応じて支給をする』との回答でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 82 号につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

以上、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（風口 尚）以上で、総務産業常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終了いたします。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第 74 号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、討論の通告書が提出されておりますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

1 番 中西友子さん

○1 番（中西 友子）議案第 74 号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について反対の立場で討論させていただきます。

新制度になっても、玉城町には特に変更や影響がないとはいえ、今後、親の就労状況によって、保育時間、施設等に違いがでることが起こりうることは保育所が子どもたちの生活の場であることを考えると、認めることはできません。保育所での主人公は子ども達です。そのことを考えると今ある保育制度、子ども子育て三法とは別に充実させていく必要があると思います。玉城町はそれが出来る自治体です。財源を消費税に求めることをせずに済むと思われれます。玉城町でより子どもを生みやすく育てやすくというのなら、今こそ、子ども達にとって何が必要か町内で考えていくべきです。財源を消費税頼みにしている点と子ども達の生活の場としての保育のあり方を考え反対させていただきます。

○議長（風口 尚）次に、賛成討論の発言を許します。

2 番 北 守君

○2 番（北 守）議長の許可をいただきましたので、議案第 74 号の玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成討論をいたします。本条例につきましては、子ども子育て支援法に基づき、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めなければならないとされました。従って市町村で、条例を定める必要があります。法に従って条例の制定案を作成し、提案されたもので、平成 27 年 4 月から試行されることに必要な基準がここに載っていることもあり、この条例を賛成するのは必要と考えます。先日の教育民生常任委員会の反対討論の中に来年 4 月には、消費税が 10%にならない見込みだということで、そういう話があり

ましたけども、財源の裏づけ、それから自分でやってはどうかと先ほどの反対意見もございましたんですけど、これは教育民生委員会の質疑の中にもありましたんですが、国の政策によもので、もっと、もし玉城町として必要な費用がいるんやったら、その時は考えてもらえるようお願いしたいと思いますが、繰り返しになりますが、今回はあくまでも公立や私立の保育園や幼稚園、認定子ども園等のあり方や将来民間が参入した場合の指針を示したもので、必要な基準を定めたものに他なりません。よって財源云々には当たらないと思います。要は国の政策で変わるかもしれませんが、あくまでも国の決めた法律に従うまでのことでここで議論するのは筋が違うと思います。現段階では玉城町は粛々と実施に向けた準備をすることが必要だと思います。よってこの条例制定案は必要があるものと考えますので賛成したいと思います。どうか議員各位のご理解を賜ることをお願いして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（風口 尚）以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についても、討論の通告書が提出されておりますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

1 番 中西 友子さん

○1 番（中西 友子）議案第 75 号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について反対の立場から討論させていただきます。玉城町の実状的に町内に 4 つある保育所で間に合っていること、今後の少子化のことを考えると家庭的保育事業は玉城町では必要なしと思われまます。現在町内で活動されているファミリーサポートや絆づくりの内容の活動充実を力を注いでいただきたいと思います。子ども達によりよい環境を作っていくためにも、玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について反対させていただきます。

○議長（風口 尚）次に、賛成討論の発言を許します。

2 番 北 守 君

○2 番（北 守）議長の許可をいただきましたので、議案第 75 号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について賛成討論をいたします。議案第 74 号は先ほど、賛成多数で可決されましたが、この条例も児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めたもので市町村で条例を定める必要があります。賛成理由は議案第 74 号と同じ理由でありまして、よって制定する必要があると思いますので、議員各位のご理解を賜り賛成の討論とさせていただきます。

○議長（風口 尚）以上で、討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についても、討論の通告書が提出されておりますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

1 番 中西 友子さん

○1 番 (中西 友子) 議案第 76 号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場から討論をさせていただきます。

消費税 10% が施行条件であったことを考えると、中止または廃案にするべきだったと考えます。消費税に財源を求めることが間違っていると思うからです。玉城町の財力から考えても、この制度がなくても独自でいいものができるはずで、今回、小学校 6 年生までの受け入れとなりますが、希望者を全員受け容れる仕組みを早急に作っていただき、子ども達にとってよりよい環境にしていきたいと思っております。以上のことから反対の立場で討論させていただきました。

○議長 (風口 尚) 次に、賛成討論の発言を許します。

2 番 北 守君

○2 番 (北 守) 議長の許可をいただきましたので、議案第 76 号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成討論をいたします。この条例は児童福祉法に基づき、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされました。従って、すべての市町村で条例を制定する必要があります。なお、現に地域内で放課後児童健全育成事業が行われていないという場合であっても、同事業は届出さえすれば、誰でも行うことは可能でありますから、その際に基準がないということでは問題が生じて来るわけでございます。ですから、条例の制定を無くしてよいということにはなりません。ただ、確かに消費税 10% の財源の問題もありますが、少子化問題や女性の職場進出の問題を考えてみますと先送りすることは適切でないと考えます。これからの子ども達のためにも、子ども子育て支援の量の確保は質の向上は必要と考えます。よって、この条例制定案は必要があるものと考えますので賛成したいと思います。どうか議員各位のご理解をいただくことをお願いして賛成の討論とさせていただきます。

○議長 (風口 尚) 以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正については、討論の通告はありませんので、これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についても、討論の通告はありませんので、これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についても、討論の通告はありませんので、これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正についても、討論の通告はありませんので、これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号 玉城町国民健康保険条例の一部改正については、討論の通告書が提出されておりますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

1番 中西 友子さん

○1番(中西 友子) 議案第81号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について反対の立

場から討論させていただきます。

出産一時金に関わる条例の一部改正ですが、39万円が40万4000円と増額されてはいますが、何かあったときの加算額が3万円から1万6000円の減額とされています。条例内の金額は変わりませんが、これから子どもを妊娠、出産しようとする女性、家族に対しては、不安要素にしかなりえません。『子育てしやすいまち、玉城』と言うならば、支援、補助等も検討していただきたく思います。妊娠したときから子育ては始まっています。以上の理由を以って反対とさせていただきます。

○議長（風口 尚）次に、賛成討論の発言を許します。

2番 北 守君

○2番（北 守）議長の許可をいただきましたので、議案第81号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、賛成討論をいたします。今回の改正は出産一時金として39万円から40万4000円に改正するものと健康保険法施行例に規定する産科・産婦人科の医療保障制度における掛け金の3万円を今回、厚生労働省の通達により健康保険や共済保険と同様に1万6000千円に国保も足並みを揃えたための条例と理解しております。トータル的に見ますと組み変えただけで変更があったわけではありません。先ほどの反対討論の主旨から考えますと3万円から1万6000円の変更をせずに3万円のままで据え置くことは、町民の利益になるという主旨の発言をされたわけですが、これは健康保険法施行例の改正でどの保険組合も3万円から1万6千円に引き下げたわけで本人へ支払う額のトータルは42万円には変わりはありません。むしろ今までに出産分で見ますと、39万円支払っていたものが、40万4000千円に、この来年27年1月から改正されるわけです。要は本人に支払う国民健康保険出産一時金はかわらないということです。この条例は法律の改正により玉城町国民健康保険条例の一部を改正するもので、非保険者にとって不利になるものではないと思います。

以上のことから、本条例の一部改正案に賛成したいと思います。どうか議員各位のご理解を賜りますようお願いいたします。賛成の討論とさせていただきます。

○議長（風口 尚）以上で、討論を終結いたします。

これより 本案を 採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、討論の通告はありませんので、これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 11 議案第 83 号 平成 26 年度 玉城町一般会計補正予算（第 5 号）ないし、日程第 17 議案第 89 号 平成 26 年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを一括議題といたします。

只今、一括議題となりました各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員会の委員長報告を求めます。

予算決算常任委員長 山本静一君

○**予算決算常任委員長（山本 静一）** 議長より 予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第 83 号 平成 26 年度 玉城町一般会計補正予算（第 5 号）ないし、議案第 89 号 平成 26 年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についての委員会審査を去る 12 月 15 日、午前 9 時より、第 1 委員会室において、町長、副町長及び教育長、並びに、関係職員の出席と議長同席のもと、12 名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきましての審査結果の報告をいたします。

まず、議案第 83 号 平成 26 年度 玉城町一般会計補正予算（第 5 号）の審査を行いました。

その結果 議案第 83 号につきましては、質疑、討論を終了し、採決の結果、挙手多数で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 84 号 平成 26 年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 85 号 平成 26 年度 玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 86 号 平成 26 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 87 号 平成 26 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 88 号 平成 26 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 89 号 平成 26 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（風口 尚）以上で 予算決算常任委員長の報告は 終わりました。

お諮りいたします。

予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思ます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員長の報告に対する質疑を省略いたします。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第 83 号、平成 26 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）については、討論の通告書が提出されておりますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

1 番 中西 友子さん

○1 番（中西 友子）議案第 83 号 平成 26 年度 玉城町一般会計補正予算第 5 号に対して 反対討論をさせていただきます。

社会保障番号制度の例規整備支援業務委託料ですが、この制度、施行されれば確かに便利な制度ではありますが、非常に危険要素も含んでいます。平成 27 年 10 月に施行予定ですが職員の少ない玉城町にとって、特別に専門チームでも作らない限り、対応が追いつかないと思われまます。現時点でも遅れているとの回答をいただきました。そんな時に人事院勧告で公務員の給料減額が示されています。今後も減ることは予算決算常任委員会での議員からの質問の答弁により明らかになっています。玉城町の職員は少数精鋭とは言いますが使い倒してしまつては、替えがきくものではありません。職員の力量を最大限にいかし、これからの業務に精力的に取組めるよう、職員の増員等も考えていただきたいと思いい反対とさせていただきます。

○議長（風口 尚）次に 賛成討論の発言を許します。

12 番 小林 豊君

○12 番（小林 豊）只今、議長の許可をいただきましたので、議案第 83 号 平成 26 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）について賛成の立場で討論をいたします。

本補正予算の歳入には法人税の増収、地方交付税、国庫支出金、県支出金の額の確定見込み等が盛り込まれ、歳出においては人事院勧告による、給与改定、民生費では障がい者介護給付費、保健福祉会館増築工事請負費等の増額、また、教育費では落雷台風被害による小学校の復旧改修工事等が計上されている重要かつ迅速な対応が必要な補正予算であります。補正予算一部分だけの反対ですべての補正予算反対、これがまかり通る事でしょうか。一部分だけの反対なら、しかるべき手法、すなわち、修正案を出すべきだと思います。凝り固まった主義主張だけのパフォーマンス的な反対討論に惑わされることなく、議員各位の常識かつ適正なご判断をいただくことをお願い申し上げまして、賛成討論といた

します。

○議長（風口 尚）以上で討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号 平成26年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、討論の通告はありませんので、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号 平成26年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についても、討論の通告はありませんので、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号 平成26年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）についても、討論の通告はありませんので、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号 平成26年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）についても、討論の通告はありませんので、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号 平成 26 年度 玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）についても、討論の通告はありませんので、採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号 平成 26 年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についても、討論の通告はありませんので、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより、追加議案の審議に入ります。

次に、日程 第 18 議案第 90 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）議案第 90 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

現在、教育員会委員である小林加代子委員が本年 12 月 22 日を以って、任期満了となるため、その後任委員として、玉城町中楽 315 番地に前川有紀子氏を適任と認め任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、補足は省略させていただきます。宜しくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（風口 尚）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本案につきましては、討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り同意することに決しました。
暫時休憩いたします。

(午前9時50分 休憩)

(前川有紀子さん入場、挨拶)

(午前9時52分 再開)

○議長(風口 尚) 再開いたします。

次に、日程第19 発議第11号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「ご異議なし」と認めます。

よって 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

これをもって、今期定例会に付議されました案件の審査は全て終了いたしました。

よって 平成26年 第6回 玉城町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

これにて、平成26年第6回 玉城町議会定例会を閉会いたします。

閉会にあたり、町長挨拶をお願いします。

町長 辻村修一君

閉会の挨拶

○町長(辻村修一) 閉会にあたりお礼の挨拶を申し上げます。今期定例会に提案のすべての原案に可決を賜りまして厚くお礼を申しあげます。あとわずかですが今年も終えようとしておりますけど、議員の皆さんには、この1年町政全般に亘りまして、格別のご支援、ご協力をいただきましたこと心から厚くお礼を申し上げます。ご承知のように国の総選挙が終わりました。いよいよ、地方として一番注目をすべき地方創生の動きが出てくると思っておりますけど、十分その動向を見極めながら、玉城町の将来に繋がる必要な施策を展開をしていかなければならんとこんなふうに考えています。寒波が到来しておりますけど、議員のみなさんにおかれましても、どうぞ新しい年をご健康で迎えられることを祈念申し上げてお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長(風口 尚) 閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思っております。今期定例会は去る12月10日から本日まで8日間に亘りまして、当面の町政諸議案件につきまして審議をいたしました。終始、熱心にご審議賜りまして、本日閉会の運びになりましたことを厚く御礼申し上げます。また、議事進行にもご協力いただきましたことかさねてお礼を申し上げたいと思っております。本年もいよいよ押し迫ってまいりました。緊急な案件の無い限り、

本日をもって納めの議会になろうかと思えます。これから厳寒に向かいます折でございます。くれぐれもご自愛下さいまして、越年をいただきまして、また新しい年、皆様にとってご多幸の年になりますことをお祈り申し上げまして、お礼の挨拶といたします。

ご苦勞様でした。

(閉会9時55分 閉会)